

金融機関から資金を借り入れ、排水設備の設置・水洗トイレへの改造工事を行う方に対し、利息を町が負担いたします。

1. この制度による助成を受けられる方

以下の要件を全て満たしている方

- (1)町税、国民健康保険税、水道料金、下水道事業受益者負担金、介護保険料、公営住宅の家賃などを滞納していない。
- (2)自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難である。
- (3)確実な連帯保証人がいる。
- (4)改造費補助金制度を利用していない。
- (5)金融機関から融資決定を受けた。

2. 融資あっせんの対象とならないもの

- (1)供用開始の日（使用可能区域の指定の日）以後に新築された建物
- (2)営業用店舗（工場を含む）
- (3)供用開始の日（使用可能区域の指定の日）から3年以上経過した建物に対する接続工事

3. 融資あっせん制度の概要

融資の限度額（建物1戸につき、水洗便所2基まで）

- 排水設備工事 . . . 10万円
- 水洗トイレ工事（トイレ1基の場合） . . . 50万円
- 水洗トイレ工事（トイレ2基の場合） . . . 80万円
- 排水設備と水洗トイレ工事（トイレ1基の場合）を同時に実施 . . . 60万円
- 排水設備と水洗トイレ工事（トイレ2基の場合）を同時に実施 . . . 90万円

4. 資金の返済

- 返済方法 . . . 元金均等方式による月賦払い
- 返済回数 . . . 60ヶ月以内

5. 取扱金融機関

- 北洋銀行 岩内中央支店
- 北海道銀行 岩内支店
- 北海道信用金庫 岩内支店
- 岩内郡漁業協同組合
- きょうわ農業協同組合